該当者に定額減税調整給付金（不足額給付）を支給します

物価高騰の影響を踏まえ、下記①・②の理由に該当する方に定額減税調整給付金（不足額給付）を支給します。

①定額減税をしきれなかった方	令和6年調整給付金（当初給付分）の給付の際に、令和5年所得をもとにした推計額を用いて算出したことにより支給額に不足が生じた方などに、その不足分を給付します。 ※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超えている場合対象外になることがあります。
②定額減税の対象とならなかった方	定額減税と低所得世帯向け給付の対象にならなかった方のうち、下記フローチャートに該当する方は、給付の対象となる場合があります。
支給方法	①・②の対象となる方には、8月中旬に関係書類を送付しますので、提出が必要な方は必要事項を記入し、10月31日までにご提出ください。 ※令和6年調整給付金を受給された方は、提出不要な場合があります。 ※対象となると思われる方で、書類が届かない場合は常陸大宮市調整給付金コールセンターまでお問合せください。

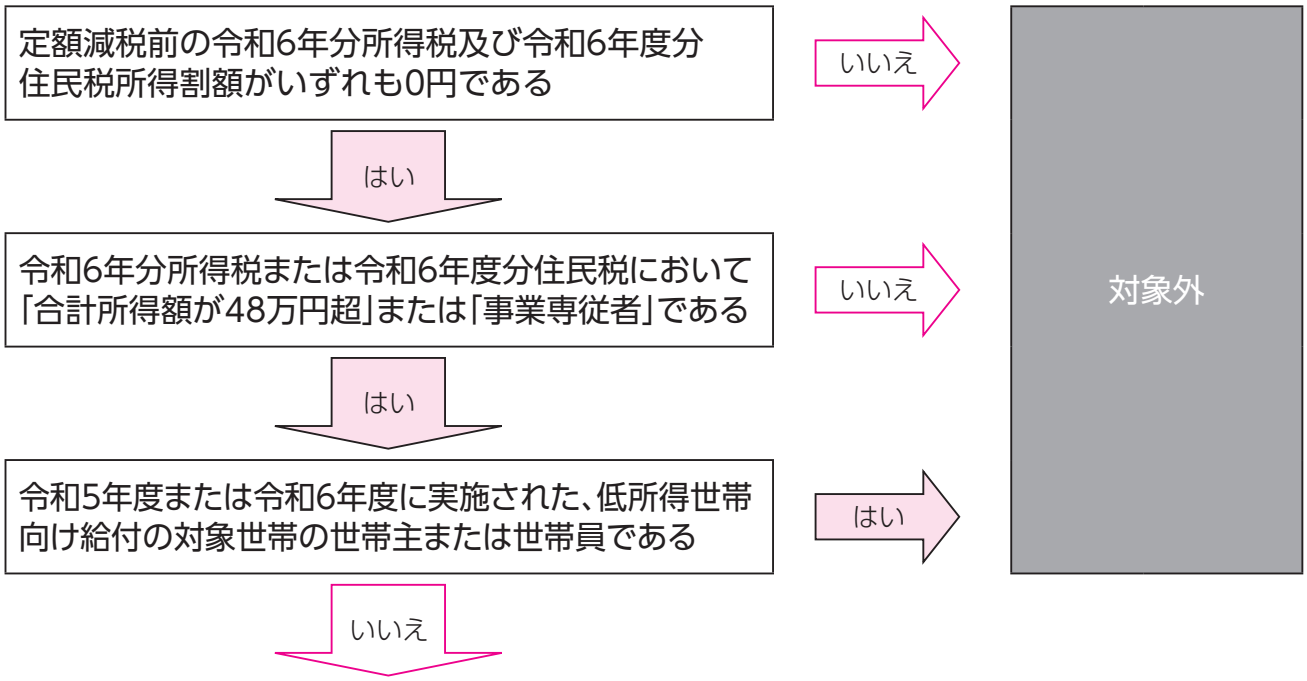

「令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）」の対象と見込まれますので
最大4万円が支給されます

※令和6年1月1日時点で外国居住者であった場合には3万円
※定額減税による減税済額や、調整給付金（当初調整給付分）の所要額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）がある方は、4万円から当該金額を差し引いた額

ご注意ください！

定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください。また、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、ATMを操作していただくことや、受給のために手数料の振り込みを求めることはありません。

問 常陸大宮市調整給付金コールセンター　☎55-7170（9:00 ～ 17:00（土日祝を除く））